

第41号議案

神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例及び神戸市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例及び神戸市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例及び神戸市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成27年3月条例第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「, 第3項」を加える。

第5条第1項中「配偶者をいう。」の次に「第6条の2,」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例第4

条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

理 由

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴い、及び配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 略
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

同法第104条第7項第

2号

(1), (4) 略

(参考 2)

神戸市職員の配偶者同行休業に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項____、第6項、第7項、第8項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第3項

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。____第7条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定め滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

第6条の2、

2 略

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 略

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする

—

|

३०